

# 電子入札運用基準

(建設工事及び建設コンサルタント業務等)

## 1. 紙入札の承諾

### 1-1 当初から紙入札での参加を認める基準

発注者は、入札(見積を含む。以下同じ。)に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)から、紙入札方式参加承認願が提出されたときは、やむを得ない事由と認められる場合に限り、従来の紙による入札(以下「紙入札」という。)を承諾するものとする。

〈やむを得ない事由の例示〉

- ① 電子証明書(以下「ICカード」という。)が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカード再発行の申請(準備)中の場合
- ② 商号及び名称、所在地、代表者の変更により、ICカードの取得が間に合わないとき。
- ③ 各工種のC・Dランクに格付けされる入札参加者において、電子入札に対応する体制が整わないとき(平成21年度末までに限る。)

### 1-2 電子入札から紙入札への変更を認める基準

電子入札システムによる入札(以下「電子入札」という。)による手続きの開始後、入札参加者から紙入札への変更を求められた場合、第1回目の入札締切通知書発行までの間で、やむを得ないと認められる事由により電子入札の続行が不可能であり、かつ全体の入札手続きに影響がないと認められる場合についてのみ、当該入札参加者について、電子入札から紙入札への変更を認めるものとする。

〈やむを得ない事由の例示〉

- ① システム障害により締切に間に合わない場合
- ② ICカードが失効、閉塞、破損等で使用不可となった場合

### 1-3 紙入札に移行する場合の取扱い

前項の規定により紙入札への変更を認めた場合は、当該入札参加者について、すみやかに紙入札により入札に参加する業者(以下「紙入札業者」という。)として登録するものとし、当該入札参加者に対し、紙入札業者としての登録後においては、当該入札案件に関し電子入札にかかる作業を行わないよう指示するものとする。ただし、既に実施済みの電子入札システムによる書類の送受信は有効なものとして取り扱い、別途交付又は受領手続きを要しないものとする。

### 1-4 紙入札から電子入札への変更

紙入札方式で入札処理を開始した後の電子入札への変更は認めないものとする。

## 2. 案件登録

### 2-1 各受付期間等の設定

開札予定日時、内訳書開封予定日時は、入札書受付締切予定日時以後、事務処理に要する時間を勘案し、時間設定をする。

その他の期間等日時の設定にあたっては、各入札方式とも従来の紙入札における運用に準

じて設定するものとする。

## 2-2 公告日／公示日以降の案件の修正及び手順

公告日及び公示日以降において、登録した案件について錯誤があった場合等、登録内容を変更する必要がある場合は、以下の手順によりすみやかに案件の再登録を行うものとする。

- ① 錯誤案件に対して技術資料等の提出が行われるのを防ぐため、締切日時の変更を行う。  
(修正例: 受付開始日時 13:00 同締切日時 13:01)
- ② 件名に追記入力した修正登録を行い、錯誤案件である旨を入札参加者に示す。  
(修正例: 「本案件は、登録錯誤につき取り消し、同一案件名称により再登録」)
- ③ 新規の案件として改めて登録する。
- ④ 既に技術資料の提出があった入札参加者に対しては、確実に連絡の取れる方法で連絡を行い、改めて登録した案件に対して技術資料を送信するように依頼する。

## 2-3 紙入札への切替時の処理

特段の事情により発注者が当該案件を電子入札から紙入札へ切替えるに至った場合には、当該案件名に「(紙入札に移行)」と追記変更し、以降当該案件にかかる電子入札システム処理を行わないものとする。

## 3. 関係書類の提出

### 3-1 使用アプリケーション及びバージョンの指定

参加申請書等に添付する資料及び関係書類(以下「関係書類」という。)の作成に使用するアプリケーションソフト及び保存するファイルの形式は、次のいずれかを指定する。ただし、当該ファイルの保存時に損なわれる機能は作成時に利用しないよう入札参加者に明示するものとする。

番号	使用アプリケーション	保存するファイル形式
1	一太郎	Ver2007 形式以下での保存
2	Microsoft Word	Word2003 形式以下での保存
3	Microsoft Excel	Excel2003 形式以下での保存
4	その他のアプリケーション	PDF ファイル(Acrobat5 以下で作成のもの) 画像ファイル(JPEG 形式及び GIF 形式) 上記に加え特別に認めたファイル形式

### 3-2 圧縮方法の指定

ファイル圧縮を認める場合は、LZH 又は ZIP 形式を指定するものとする。  
ただし、自己解凍方式は指定しないものとする。

### 3-3 持参による提出を認める基準

関係書類の容量が1MB を超える場合には、原則として持参による提出を求めるものとする。  
また、案件の特性等によりすべての電子入札による入札参加者に対して持参による提出を

求めることができるものとする。

### 3-4 持参の方法及び時間設定

持参による提出を認める場合には、必要書類一式を持参するものとし、電子入札システムでの提出との分割は認めない。また、持参による提出を認める場合は、電子入札システムにより、技術資料として下記の内容を記載した書面の送信を求めるものとする。

- 1 持参する旨の表示
- 2 持参する書類の目録

持参による提出の締切は、電子入札システムの締切の日時と同一とする。持参された資料を受領した場合にはすみやかに電子入札システムによる受付票の発行を行うものとする。

### 3-5 ウィルス感染ファイルの取扱い

入札参加者から提出された関係書類へのウィルス感染が判明した場合、直ちに閲覧等を中止し、ウィルス感染している旨を当該入札参加者に電話等で連絡し、再提出の方法について協議するものとする。

## 4. 工事費内訳書等

### 4-1 使用アプリケーション及びバージョンの指定

工事費内訳書の作成にあたっては、発注者から元となるファイルを交付し、これに必要事項を記載して作成する。

工事費内訳書の作成に使用するアプリケーションソフト及び保存するファイルの形式は次の形式を指定する。ただし、当該ファイルの保存時に損なわれる機能は作成時に利用しないよう入札参加者に明示するものとする。

指定のアプリケーションソフト及びファイル形式を利用できない者は、あらかじめ発注者に申し出るものとする。

番号	使用アプリケーション	保存するファイル形式
1	Microsoft Excel	Excel2003 形式以下での保存

### 4-2 圧縮方法の指定

ファイル圧縮を認める場合は、LZH 又は ZIP 形式を指定するものとする。

ただし、自己解凍方式は指定しないものとする。

### 4-3 持参による提出を認める基準

工事費内訳書の容量が1MB を超える場合には、原則として持参による提出を求めるものとする。

また、案件の特性等により、すべての電子入札による入札参加者に対して持参での提出を求めることができるものとする。

### 4-4 持参の方法及び時間設定

持参による提出を認める場合には、必要書類一式を持参するものとし、電子入札システムでの提出との分割は認めない。また、持参による提出を認める場合は、電子入札システムにより、

下記の内容を記載した書面を、必ず電子入札システムにより入札書の添付書類として送信することを求めるものとする。

- 1 持参する旨の表示
- 2 持参する書類の目録

持参による提出の締切は、電子入札システムの入札書受付締切日時と同一とする。また持参による提出にあつては、封筒に工事費内訳書を入れ、その表に入札件名を表示するよう求めるものとする。発注者は、開札まで厳重に保管する。

#### 4-5 ウィルス感染ファイルの取扱い

入札参加者から提出された提出書類へのウィルス感染が判明した段階で、直ちに閲覧等中止し、ウィルス感染している旨を当該入札参加者に電話等で連絡し、原則として持参によりあらためて提出するよう指示するものとする。

#### 4-6 内訳書の事前チェック

全ての入札参加者が電子入札によって入札に参加する場合には、入札書送付締切日時後で、かつ開札予定日時前に工事費内訳書をチェックすることができるものとする。事前に印刷出力した工事費内訳書は、内容が対外的に漏洩することがないように、改札時間まで善良なる管理者の注意をもって保管するものとする。

## 5. 開札

### 5-1 開札方法

開札は、事前に設定した開札予定日時後に速やかに行うものとし、一括開札処理で行うものとする。

ただし、紙入札による参加者がある場合は、入札執行担当者の開札宣言後、紙入札書を開封し、その内容を電子入札システムに登録し、電子入札システムにおいて一括改札し落札者を決定するものとする。

開札後に、落札候補者の入札参加資格の審査を行ったうえで後日落札者を決定する場合は、落札決定を保留し、落札候補者の入札参加資格を審査し、当該資格を有していると認めるときは、落札者として決定する。

### 5-2 開札が長引いた場合の入札参加者への連絡

開札予定時間から落札決定通知書又は再入札通知書等の発行まで、著しく遅延する場合には、必要に応じ、入札参加者に電子入札システムにより状況の情報提供を行うものとする。

### 5-3 くじになった場合の取扱い

落札となるべき価格の入札をした者が2人以上あり、くじにより落札者の決定を行うこととなった場合には、くじを実施する旨及び対象となる入札参加者名・入札金額並びにくじ実施日を明記した保留通知書により当該入札の参加者全員に通知を行い、くじ実施後落札決定通知書を発行するものとする。

また、落札者となるべき価格の入札をした者のすべてが紙入札業者の場合には、保留通知書を送信することなく、その場でくじを実施のうえ落札決定通知書の発行を行うものとする。

#### 5-4 入札書未送信かつ連絡のない入札参加者の取扱い

入札締切予定時間になっても入札書が電子入札サーバーに未到達であり、かつ入札参加者から連絡がない場合は、当該入札参加者が入札を辞退したものと見なすものとする。

#### 5-5 落札者がいない場合

落札者がいない場合は、原則として当該入札は不調とする。

ただし、ガイドラインに従い、やむを得ず随意契約（以下「不調随契」という。）に移行する場合の取扱いについては以下のとおりとし、事前に入札参加者に周知するとともに、不調随契に移行する際の通知にも明記するものとする。

①見積書提出意思の確認は、発注者側からの問い合わせによって行う。

②見積書提出意思の確認に対して、提出意思のあるものは見積書を、提出意思のない者は辞退届を必ず送信すること。

不調随契に伴う見積依頼通知書は、前回の入札に参加した者のうち、最低額を提示した者に対して送信するものとする。

### 6. 入札情報の公表

#### 6-1 電子入札対象案件の明示

発注見通しを作成する際には、電子入札対象案件である旨を受注希望企業に明示するため、その旨明記のうえ金沢市監理課ホームページに登録するものとする。

#### 6-2 入札公告登録

入札公告等を行う次に掲げる入札方式の発注案件においては、公告文中に、当該案件が電子入札対象案件であることを明記する。

- ・ 制約付き一般競争入札
- ・ 公募型指名競争入札

#### 6-3 入札結果登録

全ての工事又は業務発注案件に関する入札結果については、電子入札対象案件であるか否かを問わず、落札者決定後すみやかに金沢市監理課ホームページに登録するものとする。

### 7. 入札参加者のICカードの取扱い

#### 7-1 電子入札を利用することができるICカードの基準

電子入札を利用することができるICカードは、競争参加資格認定通知書に記載されている者（以下「代表者」という。）又は代表者から入札・見積権限及び契約権限について年間委任状により委任をうけた者（以下「受任者」という。）のICカードに限る。

#### 7-2 経常建設共同企業体におけるICカードの取扱い

入札可能なICカードは、経常建設共同企業体（以下、「経常JV」という。）の代表会社の代表者（競争参加資格認定通知書に記載されている者）又は当該代表者から委任された者のICカードとする。

また経常JVの応札にあたっては、構成員の代表者から代表会社の代表者に対する入札・見積に関する権限についての年間委任状又は個別案件についての委任状の提出を必ず求めるものとする。

通常指名競争入札及び公募型指名競争入札等における経常JVの取扱いについては、経常JVとして認識ができるよう、指名通知書及び提出依頼書等の作成の際に、経常JVの名称を入力する。

### 7-3 特定建設工事共同企業体におけるICカードの取扱い

入札可能なICカードは、特定建設工事共同企業体(以下「特定JV」という。)の代表会社の代表者(競争参加資格認定通知書に記載されている者)又は当該代表者から委任された者(以下「受任者」という。)のICカードとする。

また、特定JVの応札にあたっては、特定JVの構成員の代表者から代表会社の代表者(受任者を含む)に対する入札・見積に関する権限についての個別案件についての委任状の提出を求めるものとする。

### 7-4 ICカード不正使用等の取扱い

入札参加者がICカードを不正に使用等した場合には、当該入札参加者の指名を取り消す等、当該入札への参加を認めないことができる。落札後に不正使用等が判明した場合には、契約締結前であれば、契約締結を行わないことができる。また、契約締結後に不正使用等が判明した場合には、着工工事の進捗状況等を考慮して契約を解除するか否かを判断するものとする。

〈不正に使用等した場合の例示〉

- ①他人のICカードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加した場合
- ②代表者が変更となっているにもかかわらず、変更前の代表者のICカードを使用して入札に参加した場合
- ③同一案件に対し、同一業者が故意に複数のICカードを使用して入札に参加した場合

## 8. システム障害

### 8-1 入札参加者側のシステム障害

入札参加者側の障害により電子入札ができない旨の申告があった場合には、障害の内容と復旧の可否について調査確認を行うものとする。

すぐに復旧できないと判断され、かつ下記の各号に該当する障害等により、原則として複数の入札参加者が参加できない場合には、入札書受付締切予定時間及び開札予定時間の変更(延長)を行うことができるものとする。(なお、電子入札から紙入札への変更を認める基準については、1-2参照。)

- ①天災
- ②広域・地域的停電
- ③プロバイダ、通信事業者に起因する通信障害
- ④その他、時間延長が妥当であると認められた場合

(ただし、ICカードの紛失・破損、端末の不具合等、入札参加者の責による障害であると認められる場合を除く。)

変更後の開札予定時間が直ちに決定できない場合においては、仮の日時を入力した日時変更通知書を送信する(送信できない場合は、電話等で対応する。)ものとし、当該通知書の記事入力欄には、開札日時正式決定後に再度変更通知書が送信される旨の記載を行い、正式な開札日時が決定した場合には、再度変更通知書を送信する(送信できない場合は、電話等で対応する。)

#### 8-2 ASP事業者又は発注者側のシステム障害

ASP事業者又は発注者側の障害が発生した場合は、ASP事業者と協議し、障害復旧の見込みがある場合には、入札書受付締切予定時間及び開札予定時間の変更(延長)を行い、障害復旧の見込みがない場合には、紙入札に変更するものとする。

復旧の見込みがあるが、変更後の開札予定時間が直ちに決定できない場合においては、仮の日時を入力した日時変更通知書を送信する(送信できない場合は、電話等で対応する。)ものとし、当該通知書の記事入力欄には、開札日時正式決定後に再度変更通知書が送信される旨の記載を行い、正式な開札日時が決定した場合には、再度変更通知書を送信する(送信できない場合は、電話等で対応する。)